

武蔵野市家庭向け再エネ電気切替協力金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭の電気を実質的に再生可能エネルギー100パーセント由来の電気（以下「再エネ電気」という。）に切り替えた市民に対し、武蔵野市家庭向け再エネ電気切替協力金（以下「協力金」という。）を支給することにより、再エネ電気の利用を促進し、もって武蔵野市（以下「市」という。）の区域の温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、国内の再エネ電気普及に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「再エネ電気」とは、小売電気事業者から購入する電気のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 化石エネルギー源によって発電された電気又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項の認定を受けている者が発電する電気で、再生可能エネルギー指定の非化石証書等の環境価値が100パーセント付与されているもの。
- (2) 再エネ特措法第9条第4項の認定を受けていない者が発電する電気で、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に定める再生可能エネルギー源を100パーセント由来とするもの。

(協力金の支給対象者)

第3条 協力金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民票に記載されている者
- (2) 令和8年4月以降に自らが居住する住宅の電気契約を従来電気（再エネ電気以外の電気をいう。）から自らが契約する再エネ電気へ切り替えた者
- (3) 転居等の特段の事情がない限り、再エネ電気の契約を当該契約の締結日から1年以上継続することについて市に同意した者
- (4) 同一世帯において、再エネ電気へ切り替えたことによる協力金の支給又はポイントの付与を市から受けていない者

(協力金の支給額)

第4条 協力金の額は、10,000円とする。

(協力金の申請)

第5条 協力金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、武蔵野市家庭向け再エネ電気切替協力金支給申請書兼請求書(第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 再エネ電気の電気契約が確認できる書類の写し
- (2) 再エネ電気の供給が開始された日が確認できる書類の写し
- (3) 再エネ電気の電気契約が1か月以上継続していることが確認できる書類の写し
- (4) 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、申請書兼請求書に代えて、当該申請書兼請求書に記載すべき事項の入力及び添付書類を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)により、市指定の電子申請を用いて市長に提出することができるものとする。

(協力金の支給決定及び通知)

第6条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、協力金を支給することを決定したときは、予算の範囲内で協力金の支給を決定し、武蔵野市家庭向け再エネ電気切替協力金支給決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支給しないことを決定したときは、武蔵野市家庭向け再エネ電気切替協力金不支給決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(協力金の支給)

第7条 市長は、前条第1項の規定により協力金の支給を決定(以下「支給決定」という。)した場合は、速やかに協力金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、協力金の支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が次のいずれかに該当する場合は、協力金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、協力金の支給決定を受けたとき。
- (2) 支給決定者から申請の取下げの申出があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該支給決定者に対し、速やかに武蔵野市家庭向け再エネ電気切替協力金支給決定取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（協力金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により協力金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に協力金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（状況調査）

第10条 市長は、必要に応じて協力金の支給の対象である電気契約の状況調査を行うことができる。

（調査協力）

第11条 協力金の支給を受けた者は、市が実施する省エネ等の地球温暖化対策に関する調査に協力するものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。